

令和 4 年度の懇話会について

1 「かながわ国際施策推進指針」について

- ・ 「かながわ国際施策推進指針（以下「指針」という。）」については、入管難民法の改正等による外国人労働者の受け入れ増加、外国籍児童・生徒の増加、日本語教育推進法の施行等に対応するため、改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による多文化共生やグローバル戦略などへの影響を見極める必要があることから、令和 2 年度及び令和 3 年度の改定を見送りました。
- ・ 指針の改定については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、見通しが立てられる状況になるなど、適切なタイミングで改定を行うこととしているため、令和 4 年度の改定について、改めて庁内で検討しました。
- ・ 現時点においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、特にグローバル戦略である「国際展開」や「外国人材の育成、活用」等に関する項目について、影響を踏まえた検討が難しい状況にあることから、令和 4 年度においても指針の改定を見送る方向で考えています。

2 委員の任期について

- ・ 委員の任期については、指針の改定に向け、委員の皆様には、継続して議論いただく必要があるということで、「かながわ国際政策推進懇話会設置要綱」に基づき、任期を 1 年延長いただきました。
- ・ 令和 4 年度においても指針の改定を見送る方向で考えていますが、委員の任期については、要綱で 1 年以上の延長は認められていないことから改めての延長はせず、今期の懇話会については、令和 5 年 3 月 31 日までとさせていただきます。

【参考】かながわ国際政策推進懇話会設置要綱（抄）

（委員）

第 3 条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 外国籍県民
 - (4) 市町村の代表者
 - (5) 県民等からの公募等により選考された者
- 2 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを 1 年延長することができる。

3 「外国籍県民かながわ会議」との連携について

- ・ 今期の「第11期 外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍会議」という。）」は、令和2年10月から会議を開始し、現在、令和4年11月を目途に知事への提言をまとめています。
- ・ 外国籍会議については、懇話会の委員の皆様にも御意見を伺いながら進めてきましたが、本日の合同会議は、今期の提言についての最終的な両会議の意見交換の場と考えていますので、御協力くださるようお願いいたします。

【外国籍会議の実績と今後の予定】

回	日程	内容	主な内容	
①	令和2（2020）年 10月11日（日）	全体会議	オリエンテーション、委員長・副委員長の選出	
②	12月13日（日）	全体会議	委員提案内容の発表、意見交換、かながわ国際政策推進懇話会との連携について	
③	令和3（2021）年 2月7日（日）	全体会議 部会別の協議	懇話会との意見交換 、意見交換の振り返り、部会の進め方について	
④	5月23日（日）	部会別の協議 全体会議	提案内容の協議、協議結果の報告、意見交換	
⑤	7月25日（日）	部会別の協議 全体会議	提案内容の協議、協議結果の報告、意見交換	
⑥	8月29日（日）	部会別の協議 全体会議	提案内容の協議、 懇話会委員との意見交換 、オープン会議に向けた提言案のまとめ方の検討	
⑦	10月31日（日）	全体会議 部会別の協議	オープン会議の役割分担、発表内容検討	
⑧	11月28日（日）	オープン会議	オープン会議（協議内容の説明）、参加者から意見を聞く	
⑨	令和4（2022）年 1月30日（日）	全体会議 部会別の協議	オープン会議の振り返り、提言案の再検討	
⑩	3月13日（日）	全体会議 部会別の協議	提言案をまとめる、 懇話会委員との意見交換	
⑪	5月22日（日）	全体会議 部会別の協議	最終報告書の構成と副題の協議、提言項目の決定、合同会議の準備	
⑫	7月23日（土）	合同会議 部会別の協議	提言案の発表、 懇話会委員との意見交換 、提言ごとの報告書記載内容の整理	
今回 予定	⑬	8月～9月	全体会議	報告書の作成、発表の役割分担の決定
	⑭	10月	全体会議	報告書の確認・修正、発表の準備、当日の流れの確認
	10月～11月	報告発表、報告書の県への提出		

【参考：外国籍会議の概要】

協議事項等	外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行う。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民に係る施策に関すること。 ・ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。 ・ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。
人数	15人以内
任期	2年半程度

4 令和4年度の懇話会スケジュールについて

(1) 地域日本語教育の推進について

- ・ 本県において、令和元年度から進めている「地域日本語教育の総合的な体制づくり」の取組を継続するため、今年度も文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用しています。
- ・ 本補助事業において、必須要件とされている有識者等からの意見を聴取する「総合調整会議」を次回の懇話会に位置付けて開催させていただく予定です。
- ・ 「総合調整会議」において、日本語教育の有識者等の意見を反映できるよう、「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）（以下「専門委員会」という。）」も開催させていただく予定です。

(2) 懇話会・専門委員会スケジュール

【令和4年度スケジュール（予定）】

日程	内容
令和4（2022）年 7月23日（土）	第6回懇話会、外国籍会議との合同会議
8月18日（木）	第6回専門委員会
11月以降	次期（第15期）懇話会委員の選任
令和5（2023）年 1月	第7回専門委員会
2月	第7回懇話会（総合調整会議）